○厚生労働省令第九十七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十四日

厚生労働大臣　後藤　茂之

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）	（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）
第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。	**第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。
2～9　（略）	2～9　（略）
（健康危機管理・災害対策室及び研究企画官）	（医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官）
第六条　厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室及び研究企画官一人を置く。	**第六条**　厚生科学課に、医療イノベーション推進室及び健康危機管理・災害対策室並びに研究企画官一人を置く。
（削る）	2　医療イノベーション推進室は、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究の成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
（削る）	3　医療イノベーション推進室に、室長を置く。
2～4　（略）	4～6　（略）
（国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）	（国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官）
第十三条　医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。	**第十三条**　医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。
2　国立ハンセン病療養所対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十　（略）	一～十　（略）
3　国立ハンセン病療養所対策室に、室長を置く。	3　国立ハンセン病療養所将来構想実現等推進室に、室長を置く。
4～7　（略）	4～7　（略）

改正後	改正前
（医療機器政策室及び首席流通指導官）	（医療機器政策室及び首席流通指導官）
第十六条　医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。	**第十六条**　経済課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。
2　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	2　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬・生活衛生局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。	一　医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬・生活衛生局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。
二　医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。	二　医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。
三・四　（略）	三・四　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）
（治験推進室）	（治験推進室及び医療情報技術推進室）
第十七条　研究開発政策課に、治験推進室を置く。	**第十七条**　研究開発振興課に、治験推進室及び医療情報技術推進室を置く。
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　医療情報技術推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
（削る）	一　保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。
（健康対策企画官及び保健指導官）	二　医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
第二十条　健康課に、健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。	5　医療情報技術推進室に、室長を置く。
（削る）	（予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官）
（削る）	**第二十条**　健康課に、予防接種室並びに健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。
2・3　（略）	2　予防接種室は、予防接種の実施に関する事務をつかさどる。
（労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官）	3　予防接種室に、室長を置く。
第三十条の二　労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。	4・5　（略）
	（労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官）
	第三十条の二　労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官、医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。